

令和3年度狩猟者登録手続きのご案内

1 狩猟者登録証交付日程表

受付日時	会 場	受付時間	対 象 者
9月30日(木) 10:00～ 15:00まで		10:00	三木町在住の方
		11:00	さぬき市(大川町を除く)在住かつ姓がア～サで始まる方
		13:00	さぬき市(大川町を除く)在住かつ姓がシ～フで始まる方
		14:00	さぬき市(大川町を除く)在住かつ姓がへ～ワで始まる方
10月4日(月) 10:00～ 15:00まで	JA 香川県 中央地区 営農センター 3階会議室 高松市下田井町367-1	10:00	高松市在住かつ姓がア～ウで始まる方
		11:00	高松市在住かつ姓がエ～カで始まる方
		13:00	高松市在住かつ姓がキ～サで始まる方 直島町在住の方
		14:00	高松市在住かつ姓がシ～ソで始まる方
10月6日(水) 10:00～ 15:00まで		10:00	高松市在住かつ姓がタ～トで始まる方
		11:00	高松市在住かつ姓がナ～ヒで始まる方
		13:00	高松市在住かつ姓がフ～マで始まる方
		14:00	高松市在住かつ姓がミ～ワで始まる方
10月8日(金) 10:00～ 15:00まで	綾川町 綾南農村環境 改善センター 2階多目的ホール 綾歌郡綾川町滝宮299番地	10:00	綾川町在住かつ姓がア～タで始まる方
		11:00	綾川町在住かつ姓がチ～ワで始まる方
		13:00	坂出市在住の方ア～コで始まる方 宇多津町在住の方
		14:00	坂出市在住かつ姓がサ～ワで始まる方
10月12日(火) 10:00～ 15:00まで	東かがわ市交流プラザ 2階多目的ホール 東かがわ市湊1806-2	10:00	さぬき市大川町在住の方
		11:00	東かがわ市在住かつ姓がア～オで始まる方
		13:00	東かがわ市在住かつ姓がカ～トで始まる方
		14:00	東かがわ市在住かつ姓がナ～ワで始まる方

受付日	会場	受付時間	対象者
10月14日(木) 10:00~ 15:00まで	綾川町 綾南農村環境 改善センター 2階多目的ホール 綾歌郡綾川町滝宮2 99番地	10:00	丸亀市在住かつ姓がア〜コで始まる方
		11:00	多度津町在住の方 丸亀市在住かつ姓がサ〜トで始まる方
		13:00	丸亀市在住かつ姓がナ〜マで始まる方
		14:00	丸亀市在住かつ姓がミ〜ワで始まる方
10月19日(火) 10:00~ 15:00まで	ハイスタッフホール 多目的ホール 観音寺市観音寺町甲 1186-2	10:00	三豊市仁尾町在住の方
		11:00	三豊市山本町在住の方
		13:00	三豊市高瀬町在住かつ姓がア〜ソで始まる 方
		14:00	三豊市高瀬町在住かつ姓がタ〜ワで始まる 方
10月21日(木) 10:00~ 14:00まで	綾歌総合文化会館アイ レックス 大ホール 丸亀市綾歌町栗熊西1 680	10:00	まんのう町在住かつ姓がア〜ソで始まる方
		11:00	まんのう町在住かつ姓がタ〜ワで始まる方
		13:00	琴平町在住の方
10月26日(火) 10:00~ 15:00まで	仲多度合同庁舎 3階大会議室 善通寺市 生野本町1丁目1-12	10:00	善通寺市在住かつ姓がア〜トで始まる方
		11:00	善通寺市在住かつ姓がナ〜ワで始まる方 三豊市詫間町在住かつ姓がア〜サで始まる 方
		13:00	三豊市詫間町在住かつ姓がシ〜ワで始まる 方
		14:00	三豊市三野町在住の方
10月28日(木) 10:00~ 15:00まで	ハイスタッフホール 多目的ホール 観音寺市観音寺町甲 1186-2	10:00	観音寺市在住かつ姓がア〜シで始まる方
		11:00	観音寺市在住かつ姓がス〜ワで始まる方
		13:00	三豊市財田町在住の方
		14:00	三豊市豊中町在住の方
11月1日(月) 10:00~ 15:00まで	小豆島町 農村環境改 善センター 多目的ホール 小豆郡小豆島町池田2 124	10:00	小豆島町在住かつ姓がア〜オで始まる方
		11:00	小豆島町在住かつ姓がカ〜ソで始まる方
		13:00	小豆島町在住かつ姓がタ〜ホで始まる方
		14:00	小豆島町在住かつ姓がマ〜ワで始まる方

11月5日(金) 10:00~ 15:00まで	小豆島町 農村環境改善センター	10:00	土庄町在住かつ姓がア〜コで始まる方
	多目的ホール	11:00	土庄町在住かつ姓がサ〜トで始まる方
	小豆郡小豆島町池田2	13:00	土庄町在住かつ姓がナ〜ホで始まる方
	124	14:00	土庄町在住かつ姓がマ〜ワで始まる方

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、特定の時間帯に登録申請者が集中することを避けるため、登録申請者の住所地等により登録手続等の日時を指定していますので、ご理解とご協力をお願いします。

2 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書

異なる狩猟免許の種類ごとに1通ずつ必要です。

(例) わな猟免許と第一種銃猟免許の狩猟者登録をする場合
申請書が2枚必要です。

黒インク又は黒のボールペンで記入してください。

■登録手数料

※登録会場では県収入証紙を販売しておりません。事前に県収入証紙を購入し、申請書に1,800円分の県収入証紙を貼付してください。

(2) 銃の所持許可証の原本(写し不可)

第一種・第二種銃猟免許の登録申請者のみ必要です。

(3) 写真

登録しようとする**狩猟免許1種類ごとに2枚必要**です。

1枚は申請書に貼付してください。(登録会場では、込み合うことが予想されますので、時間短縮の観点から写真の切り抜き、貼付については事前に行ってください。)

申請日以前6か月以内に撮影した**無帽、正面、上三分身、無背景のタテ3.0cm、ヨコ2.4cmの写真**をご用意ください。

(例) わな猟免許と第一種銃猟免許の狩猟者登録をする場合
写真が4枚必要です。

(4) 狩猟免状の原本(写し不可)

(5) 印鑑

(6) 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面【損害賠償能力(3,000万円以上)を有することの証明書】

以下のいずれかをご用意ください。

■ 令和3年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書(※当日、登録会場にて加入可)

■ 損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書

(保険証書の写し → 当日、添付書類としてご提出いただきます。)

(7) 狩猟税の減免対象者であることを証する書類

減免対象者は、「減免対象者であることを証する書類」が必要です。

(8) 所要経費

① 狩猟税

- 狩猟税は、従来どおり当日登録会場で現金(県収入証紙でも可)で納めてください。
- 詳しくは、県税事務所 (Tel 0 8 7-8 0 6-0 3 1 0) にお問い合わせください。

	県民税の所得割額を納めている人	本年度県民税の所得割額を納めなくてよい人 (市町長の証明書が必要)
網猟免許	8, 2 0 0円	5, 5 0 0円
わな猟免許	8, 2 0 0円	5, 5 0 0円
第一種銃猟免許	1 6, 5 0 0円	1 1, 0 0 0円
第二種銃猟免許	5, 5 0 0円	

② その他

大日本猟友会、香川県猟友会の所要経費については、香川県猟友会事務局 (Tel 0 8 7-8 3 1-6 9 2 0) へお問い合わせください。

3 その他注意事項

- 住所が変更になった方及び狩猟免状を紛失された方については、登録会場におこしになる前に香川県環境森林部みどり保全課(Tel 0 8 7-8 3 2-3 2 1 2)までご連絡ください。
- 11月5日(金)までに、狩猟者登録の手続きを終えてない方については、11月9日(火)以降に、県庁で狩猟者登録の受付を随時行います。
その際は、事前に香川県みどり保全課(Tel 0 8 7-8 3 2-3 2 1 2)までご連絡ください。手続きの方法や流れについて説明します。
- 香川県みどり保全課へのご連絡は、平日の8時30分から12時、13時から17時までをお願いします。狩猟者登録手続きも同様な時間帯をお願いします。